

## 事業の概要



# 1 趣 旨

「東南アジア青年の船」事業は、昭和49年1月のインドネシア共和国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国及びタイ王国の各国と日本国との共同声明に基づいて始められた事業であり、これら東南アジア各国（これに昭和60年度からはブルネイ・ダルサラーム国が、平成8年度からはベトナム社会主義共和国が、平成10年度からはラオス人民民主共和国及びミャンマー連邦共和国が、平成12年度からはカンボジア王国がそれぞれ参加）の積極的な参加と協力の下に、日本国政府（内閣府青年国際交流担当室）が実施している。

# 2 日 程

事項	日程
日本参加青年選考試験	5月28日（日）
関係各国連絡会議	6月7日（水）及び8日（木）
管理部設置	7月10日（月）～12月28日（木）
ファシリテーター会議	7月31日（月）及び8月1日（火）
日本参加青年事前研修	8月6日（日）～8月11日（金）
内閣府による事前調査	8月20日（日）～25日（金）〔ラオス、タイ〕 9月4日（月）～13日（水）〔カンボジア、マレーシア、インドネシア〕
ナショナル・リーダー会議	9月19日（火）及び20日（水）
日本参加青年出航前研修	10月20日（金）～23日（月）
日本国内活動	10月23日（月）～11月2日（木）
運航（出航から下船まで）	11月2日（木）～12月13日（水）
日本参加青年帰国後研修	12月13日（水）及び14日（木）

# 3 構 成

平成29年度「東南アジア青年の船」事業の構成員は次のとおりである。

## （1）管理部

- ① 管理官（1名）は、本事業の実施に関し日本国政府を代表し、その運営を統括する。
- ② 副管理官（1名）は、管理官を補佐し、管理官に事故があるときは、その職務を代行する。
- ③ 管理部員（27名）は、管理官の命を受けて、本事業に関する事務を処理する。
- ④ ファシリテーター（8名）は、管理官の命を受けて、本事業のうちディスカッション活動に関する事務を処理する。

## （2）ナショナル・リーダー（NL）

各国政府は、各國1名のナショナル・リーダー（NL）を選任する。NLは、自国の参加青年を統率し、必要に応じ指導・助言を行う。また、船内運営委員会（COC）の構成員として、管理官の指導・助言の下に、船内活動日程、船内生活規律等について協議、決定する。

# 4 経費及び使用船

## （1）経費

平成29年度「東南アジア青年の船」事業の実施に当たり、日本国政府は、船の運航に要する経費の他、次の経費を負担した。

- ① 関係各国連絡会議及び東南アジア青年の船事業事後活動推進会議に関し、東南アジア10か国の政府事業担当責任者及び事後活動組織代表者の、当該国首都（ミャンマーはヤンゴン）の国際空港と羽田空港又は成田空港の間のエコノミー・クラスの往復の航空料金（超過手荷物料金を除く。以下同じ。）
- ② ファシリテーター会議に関し、日本国外在住のファシリテーターの、当該者の在住国の国際空港と羽田空港又は成田空港の間のエコノミー・クラスの往復の航空料金
- ③ NL会議に関し、東南アジア10か国のNLの、当該国首都（ミャンマーはヤンゴン）の国際空港と羽田空港又は成田空港の間のエコノミー・クラスの往復の航空料金
- ④ 東南アジア10か国のNL及びPYが本事業に参加するための、当該国首都（ミャンマーはヤンゴン）の国際空港と羽田空港又は成田空港の間のエコノミー・

## （3）参加青年（PY）

参加青年（PY）は、以下の資格要件を備える応募者の中から、各國政府が選考する。

- ① 2017年の各國政府の定める日現在において満18歳から30歳までの者
- ② 事業の全日程に参加可能な者
- ③ 船内及び訪問国における活動を円滑に行うことができる英語力を有する者
- ④ 心身ともに健康な者
- ⑤ 協調性に富み、事業の計画に沿って規律ある団体生活ができる者
- ⑥ 参加国に対する関心と理解がある者

PYの中から、PYの代表となるユース・リーダー（YL）及びアシスタント・ユース・リーダー（AYL）を、各國1名ずつ選任する。

YLは、自国のPYの活動について連絡及び調整の任に当たり、AYLはYLを補佐する。

YLとAYLは別の性でなくてはならない。

## クラスの片道の航空料金

- ⑤ 日本国国外在住のファシリテーターが本事業に参加するための、当該者の在住国の国際空港から羽田空港又は成田空港までのエコノミー・クラスの片道の航空料金
- ⑥ NL、PY（日本を除く）、ホストファミリー代表者、ファシリテーター、各國事後活動組織代表者の本事業期間中の疾病、事故等に対する保険料
- ⑦ NL、PY（日本を除く）、ファシリテーター、各國事後活動組織代表者の、船内において定められた時に支給される飲食物の費用
- ⑧ 日本国において、定められた日程に基づく見学等に要する交通費、入場料、宿泊費及び食費
- ⑨ 訪問国において、定められた日程に基づく見学等に要する交通費（なお、代表団訪問国においては、これに加え、宿泊費及び食費も負担）
- ⑩ ファシリテーターの、クアラルンプールから当該者の在住国の国際空港までのエコノミー・クラスの片道の航空料金
- ⑪ 事業期間中の代表団訪問における、代表団訪問国と出入国との間に関係